（必要な表示事項） **第４条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、酒類自動販売機（以下「自販機」という。）を設置している場合は、次に掲げる事項を、自販機の見やすい箇所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 ⑴　自販機による販売停止時間 ⑵・⑶　（略） ４　（略） （違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　中央会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、その理事会に諮って、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　中央会は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。 （規則の制定及び改正） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、中央会の総会の議決を経て事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（必要な表示事項） **第４条**　（略） ２　（略） ３　（同左） ⑴　自販機による販売時間 ⑵・⑶　（略） ４　（略） （違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　中央会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、その理事会に諮って、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　中央会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会及び国税庁に報告するものとする。 （規則の制定及び改正） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、中央会の総会の議決を経て事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

案　副

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十二　家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十三号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、家庭電気製品小売業の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、家庭電気製品小売業の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（チラシ等の必要表示事項） **第３条**　事業者は、チラシ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第３号までの事項を当該チラシ等に表示されている家電品ごとに、第４号及び第５号の事項を当該チラシ等に、明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略） ２・３　（略） （不当表示の禁止） **第７条**　事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　前条第２号及び第３号の規定に該当する表示 ⑷～⑽　（略） （おとり広告の禁止） **第８条**　事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　取引の申出に係る家電品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑶　取引の申出に係る家電品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑷　（略） ２　事業者は、チラシ等において行う家電品の表示に際しては、その販売数量、供給期間について次の基準によらなければならない。 ⑴　当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に応えるものでなければならない。ただし、当該チラシ等において、販売数量を明りょうに記載している場合（連合広告（同一のチラシ等において、複数の店舗での家電品の販売を訴求する広告をいう。）にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りでない。 ⑵～⑷　（略）	（チラシ等の必要表示事項） **第３条**　事業者は、チラシ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第３号までの事項を当該チラシ等に表示されている家電品ごとに、第４号及び第５号の事項を当該チラシ等に、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略） ２・３　（略） （不当表示の禁止） **第７条**　（同左） ⑴・⑵　（略） ⑶　第６条第２号及び第３号の規定に該当する表示 ⑷～⑽　（略） （おとり広告の禁止） **第８条**　（同左） ⑴　（略） ⑵　取引の申出に係る家電品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑶　取引の申出に係る家電品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑷　（略） ２　（同左） ⑴　当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に応えるものでなければならない。ただし、当該チラシ等において、販売数量を明瞭に記載している場合（連合広告（同一のチラシ等において、複数の店舗での家電品の販売を訴求する広告をいう。）にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りでない。 ⑵～⑷　（略）